



## 長野県が要望していた工科短期大学校から4年制大学への編入学が可能となる構造改革特別区域法の一部を改正する法律案が可決されました

平成15年に長野県と熊本県が国へ提案した工科短期大学校等の職業能力開発短期大学校から大学への編入学を認める構造改革特区メニューが創設される法律案が5月25日に可決されました。

### 1 国への提案概要

現行制度(学校教育法)では、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業者に限られているため、構造改革特別区域において大学への編入学資格の対象に工科短期大学校等の職業能力開発短期大学校を追加すること

### 2 主な経過

- 平成15年11月 構造改革特区を国に提案(長野県、熊本県)
- 平成26年9月 文部科学省において「大学と職業能力開発短期大学校間での60単位の単位互換」を可能とするよう制度改正(その単位認定の状況を踏まえて検討)
- 平成30年2月 国家戦略特区ワーキンググループにおいて本県関係職員が説明・要望
- 平成30年5月 本県から関係省庁に知事要望を実施(内閣府、文部科学省)  
「職業能力開発短期大学校から大学への編入学について、特例措置を講じること」
- 平成30年9月 構造改革特別区域推進本部が「構造改革特別区域の提案等に対する対応方針」において、「2021年度までに制度改正について検討を行う」ことを規定
- 令和3年10月12日 文部科学省中央教育審議会大学分科会において審議
- 令和4年2月18日 法案閣議決定、国会提出
- 令和4年5月25日 参議院本会議にて改正法案可決成立

### 3 4年制大学に編入学することによる効果

- 工科短期大学校の高度実践的な技術力に加え、大学の持つ研究開発力を備えた人材を育成し県内企業に輩出できます。
- 一度就職した工科短期大学校修了生が改めて大学で学びなおすことが可能となり、リカレント教育を通じて、時代に適合する高度な開発力を身に付けることができます。

### 4 今後のスケジュール

- 今年度中に、構造改革特別区域計画の認定申請を目指し、最短で令和7年度から編入学が可能となるよう取り組みます。

### 信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

産業労働部産業人材育成課能力開発係  
(課長) 中村 嘉光 (担当) 石坂 泰  
電話 026-235-7199 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2998  
F A X 026-235-7328  
E-mail jinzai@pref.nagano.lg.jp

# 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案<非予算関連法案>

## 改正の趣旨

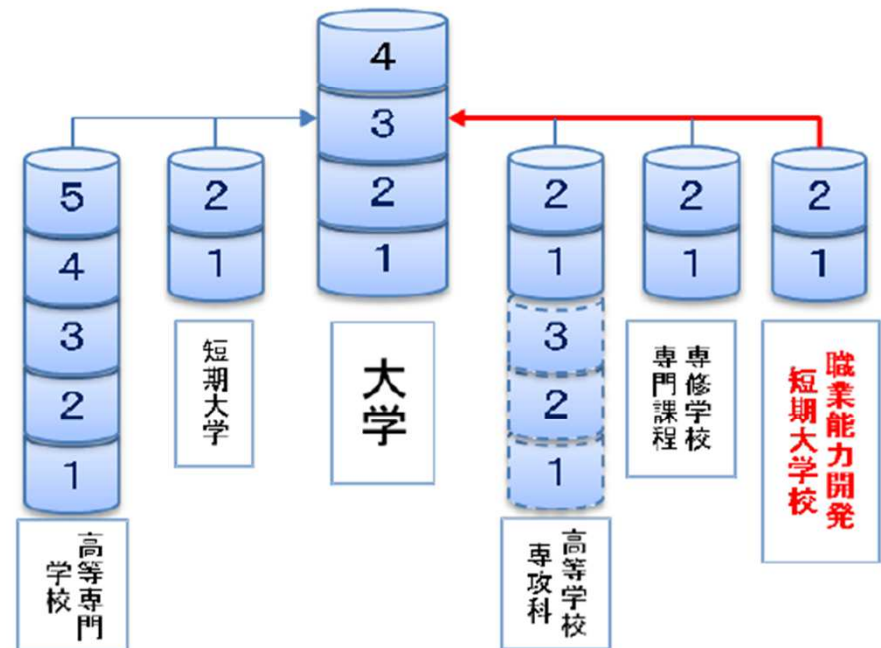
経済社会の構造改革を推進し、更なる地域の活性化を図るため、構造改革特別区域において新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

## 1. 大学への編入学資格の対象への職業能力開発短期大学校の追加

### 学校教育法の特例

○区域内の職業能力開発短期大学校における高度職業訓練で長期間の訓練課程のものを修了した者が**区域内の大学に編入学できることとする。**

地域の職業能力開発短期大学校修了者へのリカレント教育促進や、高度な技術力に加え研究開発力やマネジメント力を兼ね備えた、地域産業の発展に資するイノベーティブな人材の育成



# 地域産業を担う高度人材育成を促進するための大学編入学特例 (学校教育法の特例)

## 特例措置の内容

### 現行制度

職業能力開発短期大学校の修了者は、大学に編入学することができない。

### 特例措置

構造改革特区内の一定の要件を満たした職業能力開発短期大学校の修了生は、当該区域内の大学に編入学できる。

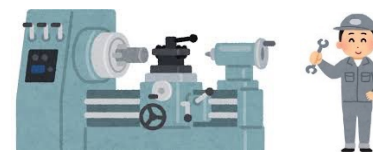
### 効果

大学での学び直しなども含め、高度な技術力に加え、研究開発能力やマネジメント力を兼ね備えた人材が育成され、地域産業の発展に貢献。

## 特例措置の活用例

職業能力開発短期大学校  
(専門課程)修了

高度実践的な技術力の習得



就職

特例

大学へ編入学

研究開発力・マネジメント力の  
深化



卒業後

地域産業の  
発展に貢献



実践的な技術力と学術知識を併せ持つ  
研究開発型人材が地域産業の発展に貢献

(内閣府地方創生推進事務局 作成資料)